次期森林計画についての森林管理署の検討方向
〈筑後・矢部川森林計画区〉
福岡森林管理署

1 現行計画の概要（平成21年4月1日～26年3月31日）

（1） 森林計画の概要

筑後・矢部川森林計画区は福岡県の南部に位置し、大牟田市、久留米市など10市4郡からなる面積165，946haの地域で、福岡県総面積の約33%を占めています。主要な山系としては耳納山地、釈迦岳山地、筑肥山地、古処山地等があります。

本計画区の対象とする国有林面積は4，027haで、その内約70%が人工林となっています。蓄積は932千m^3でそれぞれ九州森林管理局内の約1%となっています。

森林の種類は、水源かん養保安林等の制限林が約98%となっていることから、森林の有する多面的な機能を高度に発揮させながら適切な森林の保全・整備を図っています。

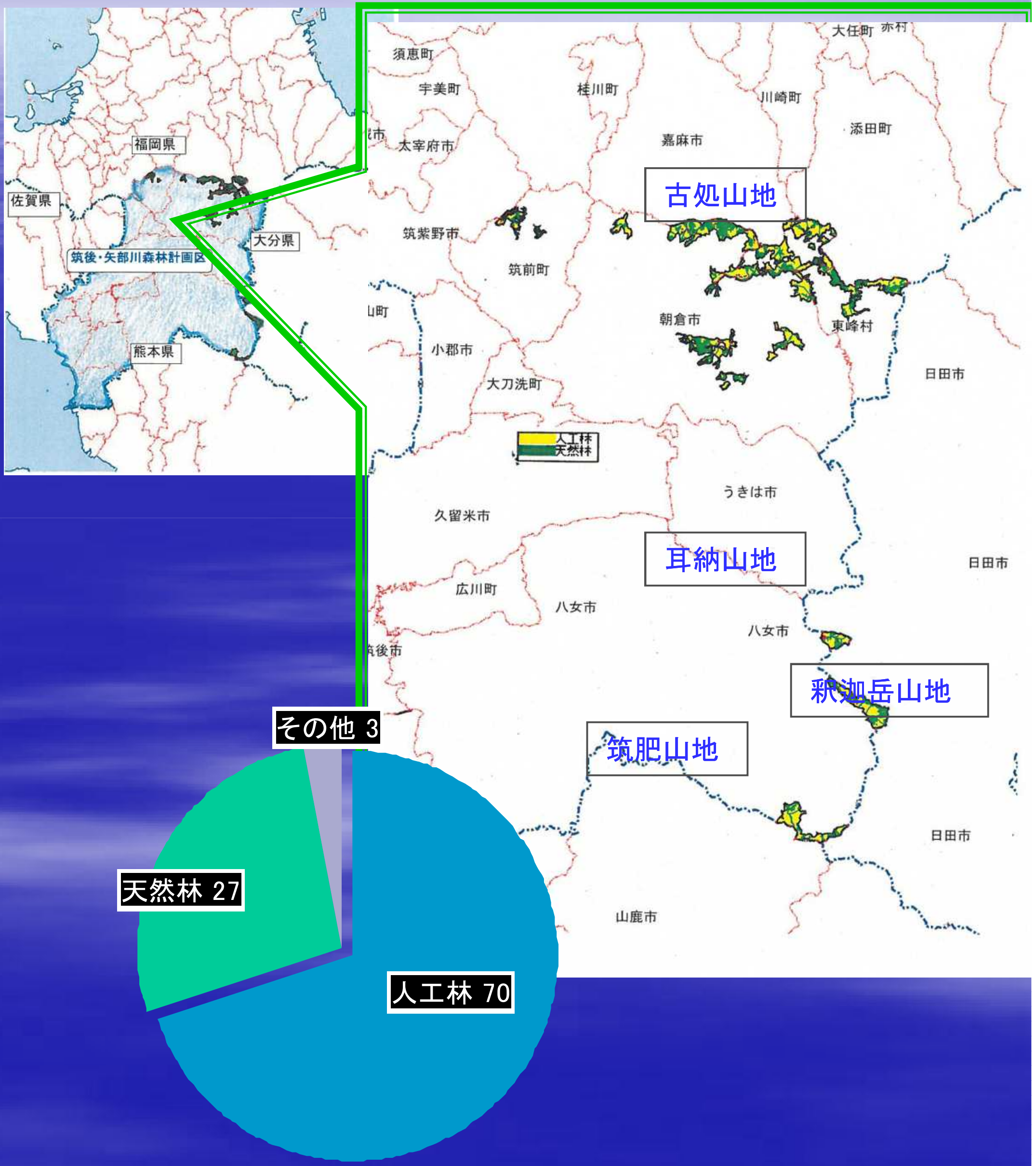

＜機能類型別面積＞

公益的機能の維持増進を旨とする方針の下、重点的に発揮させるべき機能によって次の3つの類型に区分し適切かつ効率的な管理経営を行っています。

区分		面積(ha)	機能
水土保全林	国土保全林タイプ	724	土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の防備その他の安全で快適な生活環境と国土基盤の保全・形成に係る機能重視
	水源かん養タイプ	2,680	国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重視
森林と人との共生林	自然維持タイプ	16	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重視
	森林空間利用タイプ	208	スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場や優れた景観の提供及び都市又はその周辺の風致の維持に係る機能を重視
資源の循環利用林		399	公益的機能の発揮に配慮しつつ、効率的に木材等の林産物の生産を行うことを重視

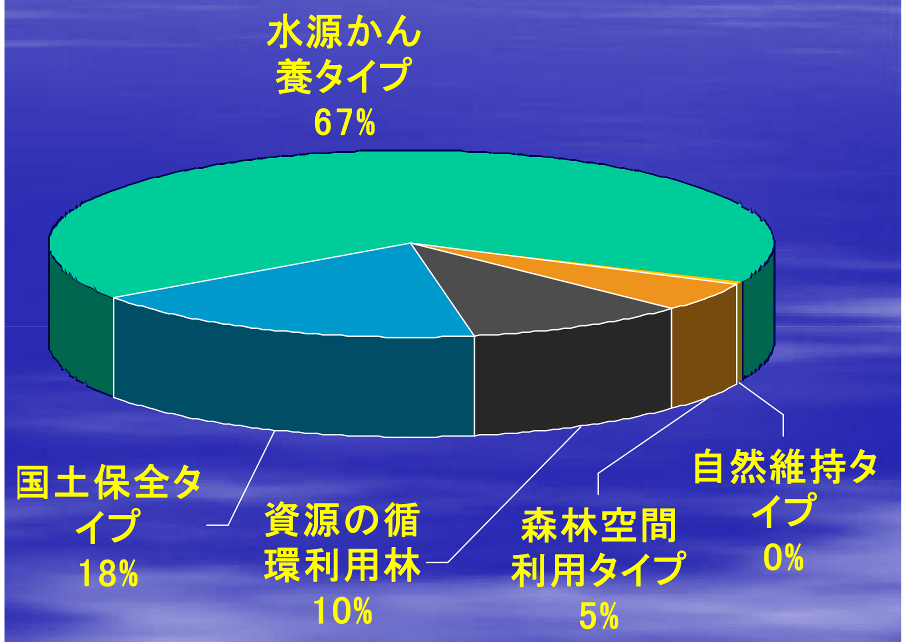

（2）計画の概要

① 多様な森林づくりの推進

本計画区の国有林は、筑後平野、福岡都市圏の水がめとして重要な役割を担っており公益的機能の高度発揮がもとめられることから、適切な保育、間伐を進めるとともに、天然稚幼樹の育成による針広混交林化、伐期の延長による長伐期施業への転換を図っています。

②間伐を通じた地球温暖化防止の促進

本計画の人工林の面積は約2．8千haで、間伐対象となる20年生から60年生までの人工林の面積は約2．5千ha（人工林面積の89%）です。

また　現行計画（H19～23）では間伐約795haを計画しており、地球温暖化防止に貢献するとともに、健全な森林を造成するため、積極的に間伐を実施しています。

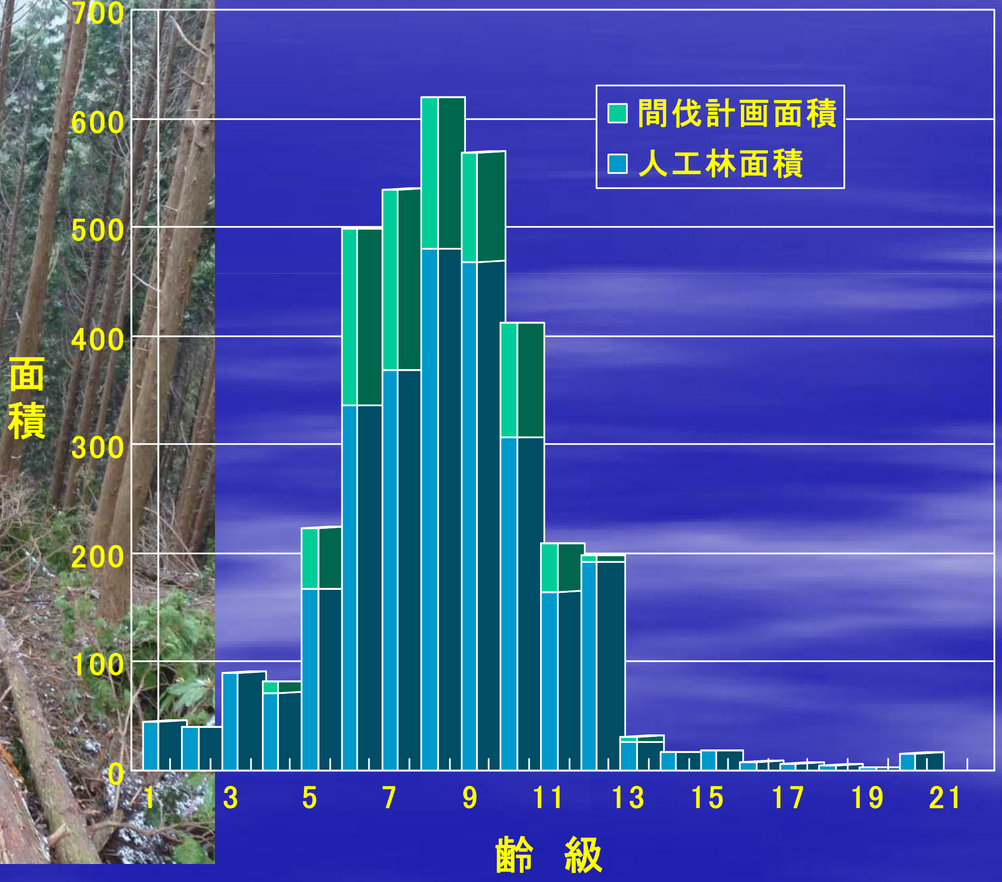

注：1齢級は1～5年生を表します

③保護林の適切な保全管理

本計画には貴重な自然環境としての天然林等が多数存在していることから、保護林を設定し適切に保護・保存を図っています。

種類	名称	特徴等	面積
林木遺伝資源保存林	小石原	スギ(行者スギ)の遺伝資源保存のため	4．68
植物群落保護林	行者スギ	スギ老齢人工を保護し学術研究等に資するため	6.22

④国民参加の森林づくりの推進

国有林野をフィールドとした国民参加の森林づくりを推進しています。

「遊々の森」により、継続的な林業体験活動の場を提供し森林環境教育の推進に努めるとともに、「法人の森」により、森林づくりに参加・協力したいという企業の要請に応えています。

⑤流域管理システムの推進

国有林と民有林の連携をより強化し、より効率的な森林整備を推進します。

国有林内において、林業事業体、県の林業関係者も参加して、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト･効率的な作業システムに関する現討会を行い、民有林への技術の普及に取り組んでいます。

高性能機械ザウルスを使用しての低コスト路網の現地検討会

⑥低コスト林業の実現と木材の安定供給

伐採、造材等の事業の実施の効率化を図りつつ、健全な森林の整備とともに、木材の需要動向や木材産業の状況等を的確に把握しつつ、国有林材の安定的な供給を推進しています。

高性能機械による集造材作業

⑦安全･安心の確保に向けた治山対策の展開

安全･安心の確保に向けた効率的な治山対策に取り組んでいます。

民有林の谷止工完成状況

国有林の谷止工完成状況

平成１９年８月の台風４号の災害により国有林内を発生源とする崩壊土砂が下流域まで流出したため、発生源対策を国有林で、流送区間における不安定土砂対策、渓岸浸食防止対策を民有林において連携的に実施し、下流地域住民の安全を図っています。

２　次期計画の検討方向

（1）管理経営上の課題

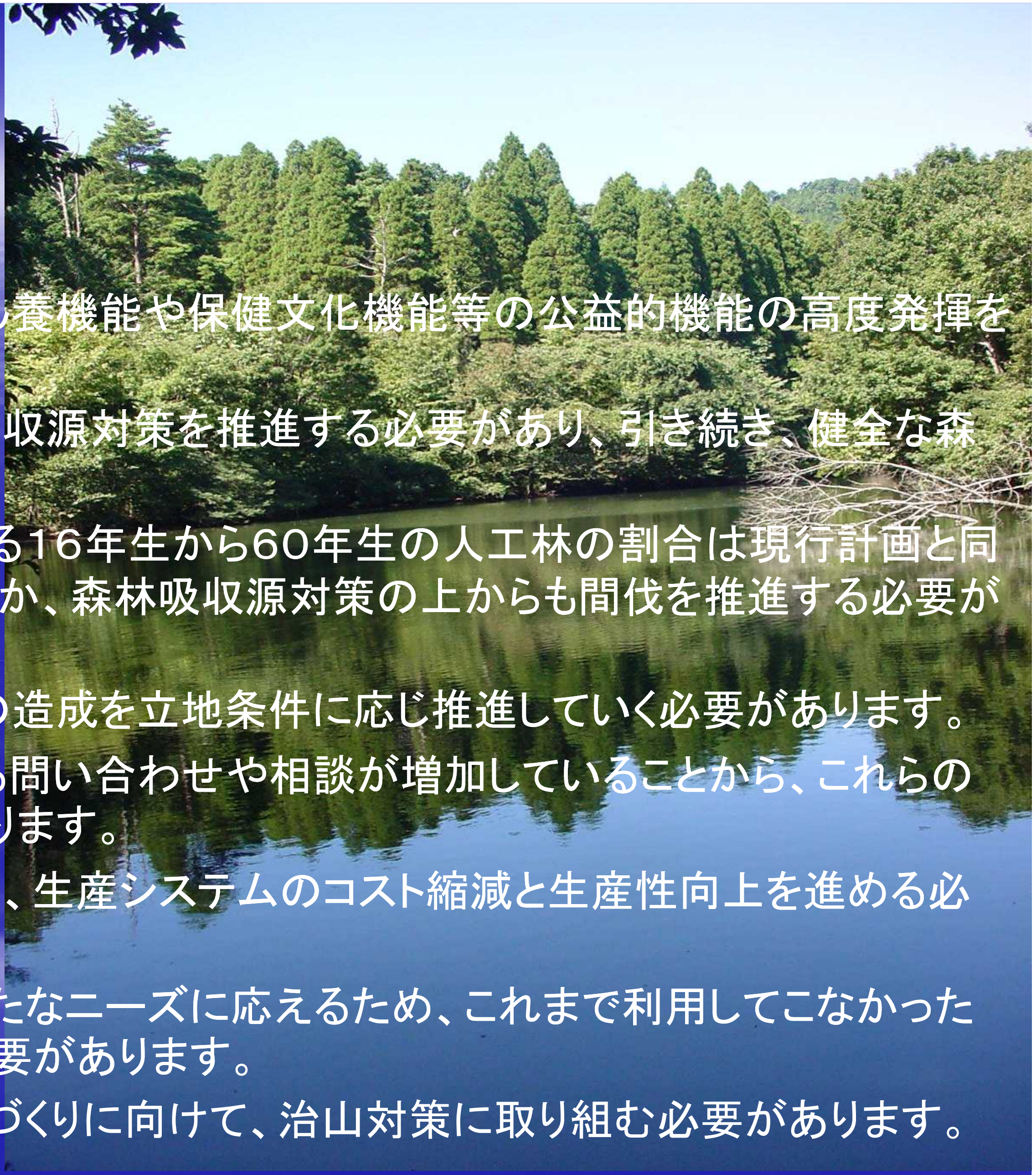

- 本計画の国有林が有する水源かん養機能や保健文化機能等の公益的機能の高度発揮を高めていく必要があります。
- 地球温暖化の防止のため、森林吸収源対策を推進する必要があり、引き続き、健全な森林整備･保全に努めて参ります。
- 次期計画においても間伐対象となる16年生から60年生の人工林の割合は現行計画と同程度であり、健全な森林づくりのほか、森林吸収源対策の上からも間伐を推進する必要があります。
- 森林病害虫等に強い多様な森林の造成を立地条件に応じ推進していく必要があります。
- 国民参加による森林づくりに関する問い合わせや相談が増加していることから、これらの要請に適切に応えていく必要があります。
- 国産材の安定供給を実現するため、生産システムのコスト縮減と生産性向上を進める必要があります。
- エネルギー原料としての利用等新たなニーズに応えるため、これまで利用してこなかった林地残材等の利用を進めていく必要があります。
- 国民が安全･安心に暮らせる環境づくりに向けて、治山対策に取り組む必要があります。

（2）計画内容

- 公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を行うとの方針の下、多様で健全な森林の整備・保全を行うほか、森林吸収源対策として引き続き間伐を推進する方向です。
- 貴重な植物種の保護を目的とする保護林及び自然の観察や森林浴などの利用を目的とするレクリエーションの森については、現状を維持する方向です。
- 社会貢献活動として森林づくりに参加・協力したいとする企業等の要請に応えるため、「ふれあいの森」制度を活用して、国民参加による森林づくりを推進する方向です。
- 生産システムのコスト縮減と生産性の向上を図るため、簡易で崩れにくい路網の整備を引き続き推進する方向です。
- これまで利用されてこなかった林地残材等の有効利用を図るため、これらを含む国産材システム販売に努める方向です。
- 民有林と連携して効果的な治山事業の実施に取り組むとともに、地域住民と協働して災害を減らす対策を進める方向です。